

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の弁護人中山義郎上告趣意書第一点は「一、被告人A八十八才未満ノ少年ニテ少年法第六十四条ノ適用ヲ受クルノ結果同法第三十一条所定ノ事件ノ関係及本人ノ性行境遇経歴心神ノ状況教育ノ程度等ノ身上ノ調査ヲ要スルト共ニ身心ノ状況ニ付テハ成ルヘク医師ヲシテ診察ヲ為サシムルヘキコト明白ナルニ不拘記録ニ徵スルニ被告人ノ自陳ヲ外ニシテ叙上重要事項ニ關スル調査ノ為サレタル事跡ノ見ルヘキモノナシ而シテ少年法ハ少年犯ニ対シテハ特ニ叙上ノ調査ヲ為スト共ニ其ノ調査ノ結果ト他ノ諸般ノ事情ヲ取調ヘタル上慎重ニ審判スヘク同法第六十四条ニ明定セルニ不拘原審ハ叙上調査手続ヲ怠リ漫然他ノ一般事件ニ対スルト均シク審理判決シタルハ其ノ訴訟手続ニ於テ違法アルモノニシテ叙上法令違反ハ判決ニ影響ヲ及ホスヘキコト明白ナルヲ以テ原審判決ハ此ノ点ニ於テ破毀ヲ免レサルモノト信ス」

と謂ふにある。少年法第六十四条は「少年ニ対スル刑事案件ニ付テハ第三十一条ノ調査ヲ為スヘシ。少年ノ身上ニ關スル事項ノ調査ハ少年保護司ニ嘱託シテ之ヲ為サシムルコトヲ得」と規定し、次に同法第三十一条は、「少年審判所審判ニ付スヘキ少年アリト思料シタルトキハ事件ノ関係及本人ノ性行、境遇、経歴、心身ノ状況、教育ノ程度等ヲ調査スベシ。心身ノ状況ニ付テハ成ルヘク医師ヲシテ診察ヲ為サシムヘシ」と規定してゐる。這は、少年は其の身体並に知能の發育未熟なるを以て、之等少年の刑事々件に付ては有罪の場合と雖ども特に其の科刑上又は行刑上の処遇に關し、家庭の状況並に環境其の他凡そ前示少年法所定の各事項を充分考慮し、以て之が各処遇を適正妥当ならしむる為め、其の少年の身上に関する調査を能う限り懇切周到に、又科学的により正確ならしめんとする立法の趣旨に出でたものと解すべきである。左れば、少年法該当刑事案件の事實承審裁判所たるもの、須からく右

少年法の趣旨精神を体し、出来得る限り法の要求する調査審理を行はねばならぬ。然し乍ら、少年法第六十四条は、其の身上に関する事項の調査の方法に付ては、格別なる制限を設けて居るものとは解することを得ないから、其の調査の目的を達するに適當なる限り、当該裁判所の適當と認むる方法に依り之を施行することを妨げるものは謂ひ得ない。従つて其の方法として裁判所が適當と思料するときは、公判廷に於て被告人に対し、裁判所自から之等の点に付き直接訊問の方法のみに依り調査を遂げたとしても、敢て之を違法と断することは出来ない。然しさればと云つて、此の直接訊問のみに依る調査が違法でないからとて、常に少年事件の全部に關し此の方法のみを実施するも悉な適法なりとも断じ得ないのであつて、要は当該具体的の事件毎に諸般の状況を考量して、果して当該調査の方法が少年法の要求する所と背馳することなきや否やに依つて判決するの外なきものと思料する。今本件事案を見るに、原審は広島高等裁判所、第一審は岡山地方裁判所であるのであるが、記録を精査するに第一審裁判所に於ては少年法第六十四条所定事項に關し殆んど調査を遂げた事跡を觀ざるも、原審公判調書に依れば、当該調査事項に關し、公判廷に於て裁判所自からの直接訊問の方法のみではあるけれども、其の調査事項は逐一取調べられて在ることを確認することが出来る、又原審が少年法第三十一条第二項の医師の診察を為さしめなかつたのは所論指摘の通りであるが這は原審が其の必要なしと認めたに因るものと解すべきである。以上の如くであるから原判決には所論の如き違法はないものと謂ふべく従つて論旨は理由がないものと謂はねばならぬ。止だ、以上当裁判所の直接訊問のみの方法に依る調査も適法なりとの趣旨を誤解し、或は医師の診察を遂げしむるの要否は裁判所の判断に依るとの趣旨を良いことにして、爾今少年法事件の審理裁判に當り、同法の精神を疎り事案の性質難易、被告人の住居地又は其の家庭と裁判所との遠近、其の他諸般の条件を無視して、以て漫然直接訊問のみの調査に依拠し及び医師の診察を排して、すべて安易の方法のみを施

用して事足れりと為すが如きことあらんか、之れ少年法の精神と重要性を解せざるものであつて、之を戒しめねばならぬこと勿論である。

同上告趣意書第二点は「茲ニ弁護人ハ少シク被告人ノ叙上身上調査ニ関スル事項ヲ参考トシテ開陳シ御審理ノ資料ニ供セントスルモノナリ。被告人ハ父B当五十四年イチ当四十一年ノ長男トシテ生レ他ニ妹二人在リ五人暮シナルカ唯一ノ男子ナルノ故ヲ以テ幼時ヨリ父母ノ愛撫ヲ受ケ素直ニ成長シテ昭和二十年春岡山市内C国民学校高等科ヲ卒業シタルカ家力貧困ナルノ故上級学校入学ノ希望ヲ棄テ直チニ進駐軍雜役夫トシテ約半ヶ年間真面目ニ勤キタルカ父母熟慮ノ結果被告人ノ将来ノ職業トシテ大工職ヲ択フコトヲ最上ナリトシテ被告人ヲシテ岡山市a居住ノ大工職D某ニ弟子入セシメタリ被告人ノ父ハ嘗テハ養豚業ヲ為シ相当ノ生活ヲ為シ居リタルカ終戦ノ影響ニテ飼料難ニ陥リ廃業ノ止ムナキニ立至リ父モ進駐軍雜役ニ転シタルカ病弱ニテ休業ノ日多ク生活ハ極度ニ困窮スルニ至リ被告人ノ得ル給料八百円余ノ大半ハ拳ゲテ母ニ提供シテ家助ト為シ来タル処被告人ハ生來算数的頭脳乏シキ処ヨリ大工職ニ適セズ日ヲ経ルニ従ヒ之ヲ嫌惡スルニ至リ遂ニ八日々仕事ニ赴ク力如ク家ヲ出ツルモ秘ユ途中b駅附近ノ閻市ニテ遊ヒ廻リ居ル内友人Eノ誘惑ニ依リ年少思慮足ラザリシ処ヨリ偶發的ニ本件犯行ニ及ヒタルモノニテ實ニ父母ノ被告人ノ将来ノ職業ニ對スル選択ヲ誤リタルト思慮浅キ少年ノ一時的惡事ニシテ生來盜癖アル少年ノ所為ニ非ルナリ加之現時ノ少年犯タルヤ終戦後ノ虛脱放心インフレ大人ノ背後ノ使嗾等混乱シタル社會状勢ノ責ニ原因セルコト明白ナルヘク被告人ハ叙上ノ如キ混乱シタル社會ノ渦巻ニ在リテ年少思慮ヲ欠ケル処ヨリ他ノ誘惑ニ陥リ本件犯行ニ及ヒタルモノニシテ之ヲ独リ被告人ノ責任ナリトシテ特ニ厳罰ヲ以テ処スルハ酷ナリト謂ハサルヘカラス被告人ハ前科ナク且昭和六年五月五日生レノ年少者ニシテ第一審判決後保釈出所ヲ許サルルヤ父母ノ膝下ニ在リテ謹慎良ク之ニ仕へ現在土工ニ從事シツヽ父母ノ家計ヲ扶ケツヽアルモノニシテ現在全ク改悟セル少年ナリ尚被告

人ノ父母ニ於テモ被告人ノ改悟ヲ喜ヒ監督ヲ厳重ニスルト共ニ其ノ就クヘキ職業ニ付キテモ慎重考慮シ再ヒ被告人ヲシテ過誤ナカラシムヘク誓ヒ日日之ヲ善導シツツアルモノトナリ被告人ハ第一審判決後保釈出所ヲ許サルル迄相当ノ期間拘禁セラレ居リタルモノナレハ其ノ未決勾留ハ斯クノ如キ年少者ニ於テモ身ニ徹シ十分懲戒ノ目的ヲ達セラレタモノニテ本件被害ニ付テモ其ノ父ニ於テ困窮ノ内ニモ全部賠償ヲ為シ被害者ニ於テモ本件ハ被告人力年少思慮ヲ欠キタルニ原因セルト被告人ノ将来ヲ思ヒ寛大ナル御処分ヲ希望セルモノナルコト原審提出ノ各被害者ノ受領証ト歎願書ニ徵シ明白ナリ左レハ此ノ際被告人ニ実刑ヲ科シ自暴自棄ニ陥ラシメ其ノ将来ヲ抹殺セシムルヨリハ此ノ際執行猶予ノ寛大ナル御恩典ヲ与ヘラレ改悟セル被告人ヲシテ再建日本ノ為メ敢闘セシムヘキヲ至当ナリト愚考スルモノナリ仍テ少年法ノ適用ヲ為ササル訴訟手続ノ違法ヲ理由トシテ叙上関係ヲ具陳シ本上告ニ及ヒタル次第ナリ。」と謂うにある。

右は要するに、原判決が被告人に刑の執行猶予を与えなかつたこと、即ち結局量刑の不当を主張するに帰する。然し、日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の应急的措置に関する法律第一三条第二項によれば、量刑を不当とする主張は之を適法な上告理由とすることは許されないのであるから、本論旨も採用し難い。以上の理由に依り刑事訴訟法第四百四十六条に則り、主文の如く判決する。

此の判決は裁判官全員の一致した意見に依るものである。

検察官福尾彌太郎関与

昭和二十三年四月十七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	塚	崎	直	義
裁判官	霜	山	精	一
裁判官	小	谷	勝	重

裁判官 藤田八郎